

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県卸売市場条例を廃止する条例（埼玉県条例第二十一号）（農業ビジネス支援課）

一 趣旨

卸売市場法の一部改正に伴い、埼玉県卸売市場条例を廃止する。

二 内容

- (一) 埼玉県卸売市場条例を廃止する。
- (二) 執行機関の附属機関に関する条例について、埼玉県卸売市場審議会に係る規定を削除するための改正を行う。
- (三) 埼玉県証紙条例について、埼玉県卸売市場条例に係る規定を削除するための改正を行う。
- (四) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例について、卸売市場法及び埼玉県卸売市場条例に係る規定を削除するための改正を行う。

三 施行期日

令和二年六月二十一日